

様式第 8 の 2 (第 2 条第 1 項関係) (平28総省令23・追加、平30総省令 9・平30総省令38・令
元総省令19・一部改正)

電気通信役務契約等状況報告 契約数等				
				年 月 日現在
サービスの種類 <u>FTTHアクセスサービス</u>				
事業者名				
法人番号				
1 卸元事業者別の卸契約数等				
卸元事業者名	法人番号	卸契約数	最終利用者との契約数	
			共同住宅等内に VDSL設備そ 他の電気通信 設備を用いるも の以外のもの	共同住宅等内に VDSL設備そ 他の電気通信 設備を用いるも の
合計				
参考事項				
2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数				
再卸先事業者名	法人番号	再卸契約数		
合計				
参考事項				

注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。

再卸先事業者とは、報告対象事業者がFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

2 「1 卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をFTTHアクセスサービスの態様（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

なお、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該F T T Hアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該F T T Hアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

- 3 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 4 記載する事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 「2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数」については、報告対象事業者が他の電気通信事業者にF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載することとし、再卸契約数の多い順に再卸先事業者名を記載すること。
- 6 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。